

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月24日（平成28年（行情）諮問第188号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第209号）

事件名：「特定追加調査の対象者から懲戒手続の際に得られた海幕服務室の聴取結果（特定期間）」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年の特定事件追加調査の対象者から懲戒手続の際に得られた海幕服務室の聴取結果（平成24年8月30日から平成25年3月8日まで）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、供述調書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年3月4日付け防官文第3074号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

平成25年3月から行われた追加調査は、平成24年の海幕監察官室の調査結果と服務室の調査結果を比較し、どちらが正しいか判定するという形式のものだったから、比較対象となる服務室の調査結果があるはずである。

（2）意見書

ア 本件は異議申立てから諮問まで9か月を要しているが、これは「不服申立て事件の事務処理の迅速化について」（H17.8.3情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反するものである。

イ 補正については異議申立人は記憶に無い。もしかしたら、諮問庁・処分庁から強く補正を求められ「根負け」してしまったかも知れない。

いずれにせよ、新たに得られた膨大な答申書・供述書を読んでも、従前の調査結果とどこが違うのか容易に分からないから、新たに得られた答申書等のポイントをまとめた文書があるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年3月4日付け防官文第3074号により、本件対象文書について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

- (1) 本件開示請求にいう「平成25年の特定事件追加調査」とは、特定文書事案に関して、平成24年度に行われた特命監察の結果を踏まえ、海上幕僚監部人事教育部補任課服務室（以下「服務室」という。）が関係者に対する懲戒処分等を進めていたところ、特定文書原本の発見に至る経緯等について追加証言が得られたため、海上幕僚副長を委員長とする調査委員会を編成し、平成25年3月8日から平成25年7月12日までの間、特定文書原本の発見に至る経緯等の実態を明らかにするために実施された追加調査を指している。
- (2) 本件開示請求は、当初「平成25年の特定事件追加調査において、平成24年の特命監察調査結果と比較検討の対象となった、海幕服務室の調査結果」の開示を求めるものであったが、文書の特定が困難であったことから、請求者に対し、補正案①（平成25年の特定事件追加調査で得られた調査結果）及び補正案②（平成25年の特定事件追加調査の対象者から懲戒手続の際に得られた海幕服務室の聴取結果（平成24年8月30日から平成25年3月8日まで））の2案を提示したところ、補正案②について請求者の同意を得たことから、本件開示請求に該当する行政文書として、当該期間中に海幕服務室が追加調査の対象者から懲戒手続のために聞き取りを行った際の供述調書を特定したものである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、異議申立書のとおり主張し、原処分の取消し及び文書の再特定を求めるが、当該追加調査が実施された経緯は上記2(1)のとおりであり、平成24年度特命監察の結果と服務室の調査結果を比較することを目的に行われたものではない。
- (2) また、上記2(2)のとおり、請求者に請求内容を確認した結果、補正案②について請求者の同意を得ており、「服務室の調査結果」を求める異議申立ては請求に合致せず不当である。本件開示請求は、「服務室の調査結果」ではなく、平成24年度特命監察の結果報告が行われた平成24年8月30日から当該追加調査が開始された平成25年3月8日までの間における懲戒手続に際しての「服務室の聴取結果」を求めるものであり、本件対象文書が本件請求文書に係る行政文書として確認できたものの全てであったことから、それを特定したものである。
- (3) また、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において、本件対象文書以外の行政文書が保有していないか改めて探索を

行ない本件対象文書が全てであることを確認している。

- (4) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年2月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月22日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年6月27日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、服務室が平成24年8月30日から平成25年3月8日までの間に特定事件追加調査の対象者から懲戒手続のために聞き取りを行った際の供述調書である。

異議申立人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求にいう「特定事件追加調査」とは、特定文書事案に関して、平成24年度に行われた特命監察（以下「本件特命監察」という。）の結果を踏まえ、服務室が関係者に対する懲戒処分等を進めていたところ、特定文書原本の発見に至る経緯等について追加証言が得られたため、海上幕僚副長を委員長とする調査委員会を編成し、特定文書原本の発見に至る経緯等の実態を明らかにするために実施された追加調査（以下「本件追加調査」という。）を指すものと解し、原処分において、供述調書（本件対象文書）を特定したものであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない。

本件開示請求にいう平成24年8月30日とは、特定監察の報告書が発出された日であり、平成25年3月8日は本件追加調査が開始された日である。

イ 本件開示請求は、当初「平成25年の特定事件追加調査において、平成24年の特命監察調査結果と比較検討の対象となった、海幕服務室の調査結果」の開示を求めるものであったが、文書の特定が困難であったことから、請求者に対し、補正案①（平成25年の特定事件追加調査で得られた調査結果）及び補正案②（平成25年の特定事件追

加調査の対象者から懲戒手続の際に得られた服務室の聴取結果（平成24年8月30日から平成25年3月8日まで）の2案を提示したところ、異議申立人から口頭にて補正案②で良いとの回答が得られたことから補正案②のとおり補正がなされたものである。

ウ なお、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないか改めて探索を行ったが、その存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、本件対象文書、本件特命監察報告書及び本件追加調査報告書の提示を受けて確認したところ、本件追加調査の経緯は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであり、また、本件開示請求の補正の経緯を踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないという諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久